仕　　様　　書

　マイクロバス賃貸借及び保守は、この仕様書に定めるところにより実施する。

１　件名及び数量

　　マイクロバスの賃貸借及び保守

　　２台

２　仕様その他明細

（１）車両の内容

（ア）マイクロバス　ディーゼルエンジン（２輪駆動）とすること。

（イ）乗車定員25人乗り以上とすること。

（ウ）走行距離15万km以下とすること。

（エ）ドライブレコーダーを装備すること。

（オ）ラゲージルーム付き装備とし、寸法は横180cm、縦25cm、奥行き55cm程度とすること。

（２）車両の保守

（ア）法定点検整備、道路運送車両法に規定する新規・継続検査、通常使用による車両不具合の修理、油脂交換・補充を行うこと。

（イ）４月から10月までは夏用タイヤを装着すること。また、11月から３月までは冬用（スタットレス）タイヤ及び冬用ワイパーを装着すること。

　（３）保険の適用範囲

　　　　この契約において、強制賠償保険のほか、次のとおり任意保険に加入するものとする。

　　　（ア）対人　無制限（自賠責付き保険含む）

　　　（イ）対物　無制限（１事故につき免責５万円）

　　　（ウ）人身傷害　3,000万円（１事故１名につき）

　　　（エ）車両　時価（免責10万円）

（４）事故発生時

（ア）当該車両による事故について、甲は乙に速やかに報告するとともに、交通法規に定めがあるときは、所轄警察署に届出をすること。

（イ）事故による損害については、上記（３）に定める保険にて補てんするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。

①　法令に著しく違反し、保険求償ができないとき。

②　甲が被害者であるとき。

　（５）車両の整備

（ア）当該車両の整備不良による事故又は故障に係る費用は、乙の負担とする。

（イ）当該車両が、車検、事故、点検等又は故障により運行できなくなった期間は、乙は代替車両を速やかに提供すること。

（ウ）甲の過失における事由において代替車両の提供を受ける場合は、営業補償として以下の額を別途受注者に支払うものとする。

①　自走し、予定店舗に返却した場合　　20,000円

②　予定店舗に返却しない場合　　　　　50,000円

（６）その他

　　　　本仕様書以外の事項については、その都度協議の上、実施するものとする。

３　借用期間

　　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

４　使用場所

岩手県立宮古商工高等学校商業校舎（宮古市磯鶏三丁目５番１号）

　　岩手県立宮古商工高等学校工業校舎（宮古市赤前第１地割81番地）